給　与　規　程

社会福祉法人　宝寿会

社会福祉法人宝寿会 給与規程

（適用範囲）

第 1 条　就業規則第 49 条の規定により、宝寿会職員の給与は、この規程の定めるところによる。

2. この規程において職員とは、就業規則第 2 条に定める職員で常時勤務に服するものをいう。

3. 契約職員（常勤パート、パート、短時間パート、嘱託、又は個別の雇用契約による職員等）の給与及び賞与については、別に定める規程による。

（均等待遇）

第 2 条　職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として、給与について差別的取扱いはしない。

（男女同一賃金）

第 3 条　職員が女子であることを理由として給与について男子と差別的取扱いをしない。

（給与の種類）

第 4 条　職員の給与は、基本給（以下本給という。）及び手当とする。

2. 手当は、次の各号に定める区分により支給する。

(1) 管理職手当
(2) 役職手当
(3) 職務手当
(4) 資格手当
(5) 通勤手当
(6) 扶養手当
(7) 住居手当
(8) 夜勤勤務手当
(9) 宿直手当
(10) オンコール手当
(11) 単身赴任手当
(12) シングル子供支援手当
(13) 時間外・休日勤務手当
(14) 年末年始出勤手当
(15) 処遇改善加算手当
(16) 処遇改善手当（法人独自）
(17) 調整手当

（基本給）

第 5 条　基本給は、号俸給表（別紙 1）によるものとする。

（管理職手当）

第 6 条　業務の管理的な役割のある職員に対し、次のとおり管理職手当を支給する。

役　　職	支 給 額	
本　部　長	月額	120,000 円
統括事務長	月額	100,000 円
施　設　長	月額	70,000 円
管　理　者	月額	60,000 円

役　　職	支 給 額	
サービス管理責任者(障害者)	月額	60,000 円
副 施 設 長	月額	50,000 円
事　務　長	月額	50,000 円
部　　長	月額	50,000 円
課　　長	月額	40,000 円

2. 支給額は賞与算定金額に加算する。また、残業手当は支給対象外となる。
3. 兼務する場合は上位の役職の支給額とする。

(役職手当)

第 7 条　業務の中心的な役割のある職員に対し、次のとおり役職手当を支給する。

役　　職	支 給 額	
係　　長	月額	30,000 円
主　　任	月額	20,000 円
副　主　任	月額	15,000 円
グループリーダー (ユニットリーダー)	月額	10,000 円
サブリーダー	月額	5,000 円

(職務手当)

第 8 条　次の職務に従事する職員に対し、次のとおり職務手当を支給する。

職　　種	支 給 額	
看　護　師	月額	70,000 円
准 看 護 師	月額	50,000 円
生活相談員	月額	50,000 円
介護支援専門員	月額	50,000 円
サービス提供責任者	月額	40,000 円
管理栄養士	月額	50,000 円
栄　養　士	月額	35,000 円
安全衛生管理者	月額	10,000 円
防火管理者	月額	5,000 円
安全運転管理者	月額	5,000 円

(資格手当)

第 9 条　業務に必要な資格に対し、次のとおり資格手当を支給する。

2. 業務に必要のない資格に対しては、有する資格の 1/10 を支給する。
3. 職種に対して同様の資格は、上位資格を支給する。
4. 介護支援専門員については、有効期限内とする。
5. 業務に必要な資格に対しては、資格の更新は出張扱いとし、更新にかかる費用は法人が負担する。

資　　格	業務に必要な資格 支 給 額	保 有 資 格 支 給 額
看　護　師	月額　20,000 円	月額　2,000 円
准 看 護 師	月額　10,000 円	月額　1,000 円
理学療法士	月額　10,000 円	月額　1,000 円
作業療法士	月額　10,000 円	月額　1,000 円
言語聴覚士	月額　10,000 円	月額　1,000 円
あん摩マッサージ指圧師	月額　10,000 円	月額　1,000 円
柔道整復師	月額　10,000 円	月額　1,000 円
社会福祉士	月額　10,000 円	月額　1,000 円
精神保健福祉士	月額　10,000 円	月額　1,000 円
管理栄養士	月額　10,000 円	月額　1,000 円
栄養士	月額　5,000 円	月額　500 円
介護支援専門員	月額　10,000 円	月額　1,000 円
介護福祉士	月額　5,000 円	月額　500 円
社会福祉主事	月額　3,000 円	月額　300 円
調理師	月額　3,000 円	月額　300 円
介護福祉士実務者研修	月額　1,000 円	月額　100 円
第一種衛生管理者	月額　10,000 円	月額　1,000 円
第二種衛生管理者	月額　5,000 円	月額　500 円

（通勤手当）

第 10 条　通勤のため利用する電車・バス等、交通機関の運賃を常時負担する職員及び自動車等で通勤する職員に対し、通勤手当を支給する。
2. 交通機関を利用する職員については、30,000 円以内の定期料金の全額を支給する。
3. 定期料金が 30,000 円以上の時は、超える額の 1/2 を加算した額を支給する。ただし、35,000 円までとする。
4. 自動車等で通勤する職員で片道の通勤距離

職　　種	支 給 額
2km 未満	月額　1,000 円
2km 以上 10km 未満	月額　4,000 円
10km 以上 15km 未満	月額　6,000 円

職　　種	支 給 額	
15km 以上 20km 未満	月額	8,500 円
20km 以上 25km 未満	月額	11,000 円
25km 以上 30km 未満	月額	13,500 円
30km 以上 35km 未満	月額	16,000 円
35km 以上 40km 未満	月額	18,500 円
40km 以上 45km 未満	月額	21,000 円
45km 以上 50km 未満	月額	23,500 円

（1）15km 以上は、5km までを増す毎に 2,500 円を加算する。

5. 理事長が認めた場合のみ、自動車等で有料道路を利用した場合は、有料道路の領収書又は ETC カードによる通行記録等で翌月精算により支給する。

（扶養手当）

第 11 条　当法人より支給する給与により生計を維持し、世帯主に該当する職員に対し、扶養手当を支給する。

2. 扶養親族ある職員、扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養等を受けている者をいう。
3. 扶養親族の認定は、[給与所得者の扶養控除等(異動)申告書]によって行う。
4. その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日である時はこの日の属する月)から開始しその事実が消滅した日の属する月(これらの日が月の初日である時はその前日)をもって終わる。ただし開始の届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは届出を受理した月の翌月から行うものとする。

（1）配偶者
（2）20 歳未満の子及び孫
（3）65 歳以上の父母、祖父母
（4）心身障害者

扶 養 者	支 給 額	
配偶者	月額	10,000 円
配偶者以外の扶養親族　1 人につき	月額	5,000 円
配偶者以外の扶養親族　1 人につき（配偶者がいない場合）	月額	10,000 円

（住居手当）

第 12 条　平成 26 年 3 月 31 日現在在籍の職員に限り、住居の賃借料を負担している職員に対し、家賃補助、自家を保有する世帯主職員に対しては、自家保有手当を継続適用とし支給する。また、新卒大学生等実家が他府県もしくは、通勤困難な職員に対しても支給する。

（1）家賃補助金

家　　賃	支 給 額
月額家賃が 12,000 円まで	不支給
月額家賃と 12,000 円のとの差額	その差額
	その差額の 1/2 を 11,000 円に加算する額（最高 20,000 円まで）

(2)自己所有の住居

職　　種	支 給 額
新築後 5 年以上の場合	月額　　1,000 円

2. 近江八幡市採用の職員に対しては、以下の住居手当を支給する。

(1)家賃補助金

家　　賃	支 給 額
20,000 円未満	月額　　10,000 円
20,000 円以上 30,000 円未満	月額　　15,000 円
30,000 円以上 40,000 円未満	月額　　20,000 円
40,000 円以上 50,000 円未満	月額　　25,000 円
50,000 円以上 60,000 円未満	月額　　30,000 円
60,000 円以上 70,000 円未満	月額　　35,000 円
70,000 円以上	月額　　40,000 円

(夜間勤務手当)

第 13 条　夜勤勤務をした職員に対し、夜間業務勤務手当を支給する。

勤　　務	支 給 額
夜間勤務	1 夜勤　　5,000 円
	8 時間夜勤　　2,500 円
夜間勤務 (従来型特養)	1 夜勤　　7,000 円
	8 時間夜勤　　3,500 円
夜間勤務　(ゆうゆう)	1 夜勤　　4,500 円
夜間勤務　(宝寿の郷) (青山苑)	1 夜勤　　4,000 円

※　夜勤手当は、当該夜間勤務をした時間分に対する深夜割増賃金手当相当額の金額を含む。

(宿直手当)

第 14 条　宿直業務を行なった職員に対し、宿直手当を支給する。

勤　　務	支 給 額
宿直勤務	1 宿直　　5,000 円

(オンコール手当)

第 15 条　オンコールに対応する職員に対し、オンコール手当を支給する。

勤　　務	支 給 額
オンコール勤務	1 日　　1,000 円

（単身赴任手当）

第 16 条　家族を残して 1 人で転勤する職員に対し、以下の条件により単身赴任手当を支給する。

（1）配偶者が、自分や配偶者の両親を介護する

（2）配偶者が、学校その他の教育施設に在学する子どもを養育する

（3）配偶者が現在の勤め先に引き続き就業する

（4）配偶者が、所有する住宅を管理するために引き続き居住する

（5）本人の通勤距離が 60km 以上ある、もしくは 60km 未満であっても通勤方法・通勤時間の状況から通勤が困難である

勤　務	支 給 額
単身赴任勤務	月額　　80,000 円

（シングル子供支援手当）

第 17 条　配偶者のいない職員で、給与所得者の扶養控除等(異動）申告書に認定された扶養親族に対し、シングル子供支援手当を支給する。

2. ただし、上限額は 20,000 円までとする。

	支 給 額
保育料	月額　　保育料の 1/2
学童保育	月額　　学童保育の 1/2

（時間外手当・休日勤務手当）

第 18 条　職員が所定勤務時間外又は、休日に勤務を命ぜられた場合は、次により時間外手当及び休日手当を支給する。

2. 本条において 1 か月につき法定時間外労働が 60 時間を超えた場合は、その超えた時間については、通常の賃金の 50%以上の率による割増賃金を支給する。

3. 前項の時間外労働が午後 10 時から翌日午前 5 時までの深夜の時間帯に行われた場合は、前項による割増賃金に加え、深夜労働として通常の賃金の 25%以上の率による割増賃金を加算して支給する。

4. 本条において「1か月につき 60 時間」とは、労働基準法第 36 条に基づく協定により行う法定時間外労働の合計時間をいう。

（1）時間外手当（法定外休日労働）

$$\frac{\text{基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額}}{\text{1 か月平均所定労働時間数（173.75 時間）}} \times 1.25 \times \text{勤務時間数}$$

ただし、その勤務時間が午後 10 時から、翌日午前 5 時の場合

$$\frac{\text{基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額}}{\text{1 か月平均所定労働時間数（173.75 時間）}} \times 1.50 \times \text{勤務時間数}$$

（2）休日勤務手当（法定休日労働）

$$\frac{\text{基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額}}{\text{1 か月平均所定労働時間数（173.75 時間）}} \times 1.35 \times \text{勤務時間数}$$

ただし、その勤務時間が午後 10 時から、翌日午前 5 時の場合

$$\frac{\text{基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額}}{\text{1 か月平均所定労働時間数（173.75 時間）}} \times 1.60 \times \text{勤務時間数}$$

（年末年始勤務手当）

第 19 条　年末年始（12/29～1/3）に勤務した職員に対し、年末年始手当を支給する。

勤　務	支 給 額
年末年始勤務	1 時間あたり　　500 円

（処遇改善加算手当）

第 20 条　介護職員等処遇改善加算による支給は次の通りとする。なお、介護職員等処遇改善加算の金額が、毎月の支給額を下回った場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善一時金を支給することがある。支給額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

2. 介護職員等処遇改善加算を財源とする手当に関しては介護職員等処遇改善加算がある限り継続する。

	支 給 額	備　　考
介護　常勤　A	月額　　64,000 円	介護福祉士　経験 10 年以上
介護　常勤　B	月額　　53,000 円	介護福祉士
介護　常勤　C	月額　　51,000 円	
その他　常勤	月額　　14,000 円	

（法人処遇改善手当）

第 21 条　介護事業所外の職員に対しては、法人独自の法人処遇改善手当を支給する。

	支 給 額	備　　考
常勤	月額　　10,000 円	

介護保険事業所外の事業所

※　ケア　青山苑　・　サ高住　宝寿の郷

（調整手当）

第 22 条　給与規程の変更等により変更前の給与又は手当との間に生じた差額を調整金として支給する。

（給与の締切日）

第 23 条　給料及び諸手当の計算期間は、前月の1日からその月の末日までとする。

（給与の計算方法）

第 24 条　就業時間の全部又は一部を欠勤、遅刻、早退、又は争議行為で勤務しない場合、本給は、その時間減額する。

2. 前項の場合において勤務しない時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、　1ヶ月を通算して 30 分未満の端数が出た場合は切り捨てるものとするし、30 分以上の端数は 1 時間に切り上げることとする。

3. 前各項の場合及び日給者の1日あたり給与額は、月額の 21.6 分の 1、1 時間あたり給与額は　月額の 173.75 分の 1 とする。

4. 就業規則第 40 条の規定により育児休業及び介護休業の承認を受け、休業している期間及び就業規則第 37 条の規定により休職を命じられた期間については、給与は支給しない。

5. 給与計算期間の途中において、入社、退職又は復職、休職した場合の本給、管理職手当、役職手当、職務手当、扶養手当、住宅手当の計算は、当該給与計算期間の暦日数にもとづき、日割り計算により行う。

（給与の支給日）

第 25 条　給与の支給日は、毎月 10 日とする。ただし、その月の 10 日が休日及び金融機関休業日にあた

るときは、その前日においてその日に最も近い日を支給日とする。ただし、宝寿の郷については、毎月15 日とする。ただし、その月の 15 日が休日及び金融機関休業日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い日を支給日とする。
2. 理事長が、特別の事由により前項の規定により難いと認めたときは、前項の規定にかかわらず、別に給与の支払日を定めることができる。

(非常時払い)
第 26 条　前条の規定にかかわらず次に掲げる非常の場合の費用に充てるため、職員又は遺族から請求のあった場合においては、給与支払日前であっても既往の勤務に対する給与を直ちに支払うものとする。
(1)出産、疾病及び災害の場合
(2)死亡した場合
(3)退職した場合
(4)解雇された場合
(5)前各号のほか止むを得ない事情がある場合
(6)前 2 号の死亡の場合、遺族の範囲及び順位は、それぞれ民法における相続権者及び相続順位とする。

(給与の支払い方法)
第 27 条　給与は職員の指定する銀行口座にその全額を振込み支給する。ただし、控除につき別段の定めがあるもの、及び職員の過半数を代表するものと書面により協定したものはこれを控除する。

(端数の額の処理)
第 28 条　給与の計算に際して、その額に円未満の端数が生じた時は、その端数の全額を切り上げるものとする。

(初任給)
第 29 条　新たに職員となる者の初任給は号俸給表(別紙 1)に準拠し、職務、学歴、資格、経験年数及び他の職員との均衡等を考慮して理事長が決定する。
2. 職務のキャリアパス基準に準拠し、職務の役職によるものとする。
3. 経済情勢の変動または介護報酬の改定等がある場合には理事会の承認を得て号俸給表及びキャリアパス基準の改定を行うことがある。
4. 次の各号に掲げる職員の給与は、日額又は時間給とすることができる。
(1)定年後、嘱託又は契約として雇用された常勤職員
(2)その他理事長が職務の性格上日額又は時間給が適当と認めた常勤職員
(3)使用期間中の職員
5. 前歴換算については、原則として前歴換算基準(別紙 2)の定めるところによる。ただし、他の職種との均衡を著しく失する場合、及びこれにより難い場合は理事長が別に定める。

(昇　給)
第 30 条　昇給は俸給について行い、現に受けている号級を受けるに至ったときから3ヶ月勤務した者につき、「号俸給表」のその1号～5 号の号級に昇給させることができる。
ただし、定期昇給は世間一般の動向及び消費者物価の動向を勘案して決定する。
2. 定期昇給の時期は、4月1日とする。
3. 昇給は、本人の勤務状態や施設の業績が極めて悪い場合は、前2項の規定にかかわらず、昇給額を減じたり、昇給を見合したりすることがある。
4. 第1項の期間を計算するにあたっては、就業規則第 34 条及び第 35 条の規定により育児休業及び介護休業した期間及び休職を命じられた期間は算入しないものとする。
5. 年齢が 60 才以上の者の昇給については、勤務状況・人事考課・その他の事項を考慮して、理事長が決定する。

（特別昇給）
第 31 条　勤務成績、技能、功績、その他の事項を考慮して、定期昇給時または、臨時に特別の昇給を行うことができる。昇給額は理事長が決定する。

（昇給の停止）
第 32 条　前条に定めるもののほか、次の各号の一に該当するものについては、原則として、昇給を停止する。
(1)勤務成績の悪い者
(2)就業規則を遵守しない者、職場規律を乱す者
(3)前年度の欠勤が、総要勤務日数の内2%を超えた者
(4)その他、所属長が昇格不適当と認めた者

（賞　与）
第 33 条　賞与は、原則として年2回、予算の範囲内において、職員各人の勤務成績、人事考課等により決定し、支給する。ただし、本法人の業績によっては、賞与の額を縮小し、又は見送ることがある。

賞与の種類		夏季賞与	年末賞与
基　準　日		6 月 1 日	12 月 1 日
支　給　日		6 月 20 日	12 月 20 日
支給率	A	1.7 ヶ月	2.2 ヶ月
	B	1.6 ヶ月	2.1 ヶ月
	C	1.5 ヶ月	2.0 ヶ月
	D	1.4 ヶ月	1.9 ヶ月
	E	1.3 ヶ月	1.8 ヶ月

2. 賞与の算定期間は、次のとおりとする。
(1)夏季賞与　前年 12 月 1 日から当年 5 月 31 日まで
(2)年末賞与　当年 6 月 1 日から当年 11 月 30 日まで
3. 勤続6ケ月に満たない職員については、月割で支給する。
4. 支給対象者は、原則として、基準日に在籍し、かつ賞与の支給日に在籍している職員に支給する。

（退職金等）
第 34 条　職員が退職し又は解雇されたときは、次に定めるところにより退職金を支給する。
2. 前項において、次のいずれかに該当するときは、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。
(1)就業規則 第 43 条により懲戒解雇された者
(2)犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職したとき
(3)虚偽または不正にもとづく退職金請求または受領が明らかになったとき
(4)退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

（共済契約の加入）
第 35 条　退職金の支給は、当法人が職員各人について次の法人との間で、退職金に関する共済契約(別表 3)を締結することによって行うものとする。
（共済加入の時期）
第 36 条　法人は、新たに採用した職員については、原則として採用になった月に前条の共済契約に加入させる。
2. 前項について、退職金の加入については、新たに採用となった月の勤務日数が 10 日未満となる場合は、翌月から加入させるものとする。

（職員死亡時の取扱いなど）
第 37 条　職員が死亡し、退職し、懲戒解雇を受けたときは、その日から 1 週間以内に本人の権利に属する給与を本人又は遺族（法定相続人）に支払うものとする。

（不就業期間の給与）
第 38 条　就業規則第 37 条の規定により休職を命じられたときの期間中における給与は支給しない。
（1）業務外の傷病の場合は、健康保険の傷病手当金をあてるものとする。
（2）特別の事情で法人が認めた場合は、その都度審議の上決定する。

（業務上の傷病）
第 39 条　職員が業務上の傷病により、やむを得ず出勤出来ない療養期間は、労働保険の休業補償をあてるものとする。
（1）特別の事情で法人が認めた場合は、その都度審議の上決定する。

（出勤停止処分者等の取扱い）
第 40 条　懲戒などにより、出勤停止処分を受けたものについては、当該日数に相当する金を支給しないものとする。

（その他）
第 41 条　この規程に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 4 年 6 月1日から施行する。(改廃)
2. この規程は。令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
 (変更)　(給与の種類)
 第 4 条　2 (17)　ベースアップ等支援加算手当
3. この規程は。令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
 (削除)　(給与の種類)
 第 4 条　2 (16)　特定処遇改善加算
 第 4 条　2 (17)　ベースアップ等支援加算手当
 (変更)　(職務手当)
 第 8 条　支給額の変更
 (変更)　(処遇改善加算手当)
 第 20 条　1
 第 20 条　2　支給額の変更
 (削除)　(特定介護職員処遇改善加算手当)
 第 21 条
 (削除)　(ベースアップ等支援加算手当)
 第 22 条
 (変更)　(法人処遇改善手当)
 第 21 条　支給額の変更
4. この規程は。令和 8 年1月 1 日から施行する。
 (追加)　(時間外手当・休日勤務手当)
 第 18 条　1～4
 (変更)　別表 3
5. この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
 (追加・変更)(処遇改善加算手当)
 第 20 条　介護　常勤 C　の追加及び支給額の変更
 (変更)(時間外手当・休日勤務手当)
 第 18 条　時間外手当の計算方法
 (削除)(法人処遇改善手当)
 第 21 条　介護保険事業所外の事業所　※　居宅　うぐいす荘　・　居宅　夢の里の削除
 (追加・変更)(賞与)
 第 33 条第 1 項　基準日・支給日の変更
 第 33 条第 2 項(1)(2)算定期間の追加

別表2　前歴換算数表

経 験 職 務 内 容	要　　件	換　算　率
・社会福祉施設・病院・診療所	職務の種類が同一であるもの	3 号俸
・社会福祉関係機関 ・社会福祉団体　・官公庁	職務の種類が類似しているもの	2 号俸
	その他のもの	1 号俸
その他民間における企業体、団体	職務の種類が同一であるもの	2 号俸
	その他のもの	1 号俸

別表3　共済加入契約

退職金の名称	施　　設
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会による兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済	● 特養　うぐいす荘拠点 ● 地域　うぐいす荘拠点 ● 特養　夢の里拠点 ● 青山苑拠点 ● 地域　夢の里居拠点 ● かみかわ倶楽部拠点 ● 宝寿の郷拠点
独立行政法人 福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済	● 平成18年3月31日まで採用の職員 ➢ 特養　うぐいす荘拠点 ➢ 特養　夢の里拠点
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会による社会福祉施設職員等退職手当共済	● 特養　四季の郷拠点 ● 地域　漫遊の郷拠点